

郵便による不在者投票ができる人

身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人には、「郵便による不在者投票」の制度があります。

不在者投票ができる期間

公示日(または告示日)の翌日から選挙期日の前日まで

郵便投票ができる人とは...

	障害名	障害の程度			
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能			(該当なし)	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸				
	免疫				
	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹				(該当なし)
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸				
介護保険の	要介護状態区分				

身体障害者手帳に「片上下肢機能障害」とのみ記載されている方も、身体障害者診断書等により歩行が不能であることが明確に認められる場合には、体幹機能障害(2級)に該当する場合があります。

- ・ 郵便による不在者投票は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります

1. 郵便等投票証明書の交付申請手続き

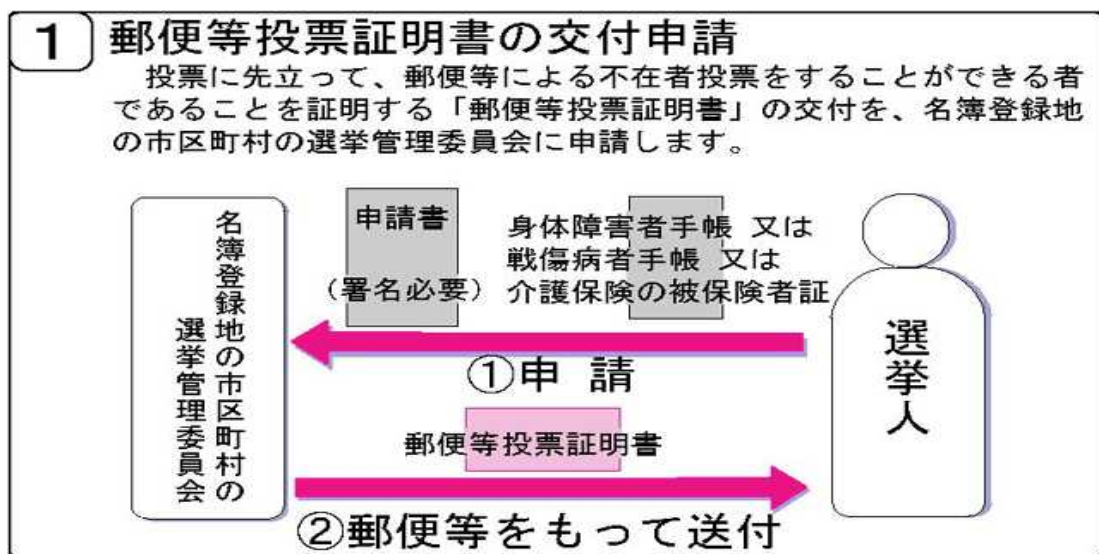
- 1) 選挙人は、お住まいの区の選挙管理委員会に対し、選挙人が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」に、**身体障害者手帳**、**戦傷病者手帳** または **介護保険の被保険者証** のいずれかを添えて、申請します。
- 2) 選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書」が郵送されます。

要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の**認定の有効期間の末日**までです。

要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から**7年間**です。

期限が切れた場合は、再交付の申請が必要となります。

「郵便等投票証明書」の申請は、選挙に関係なく、いつでも受け付けています。



2. 郵便による投票手続き

選挙が行われると、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている選挙人に「投票用紙等の請求書」が送られてきます。

1) 「投票用紙等の請求書」に必要事項を記入し(選挙人自身の署名欄があります)、「郵便等投票証明書」を同封して選挙の**期日4日前まで**に選挙管理委員会に到着するよう返送してください。

2) 選挙管理委員会から、自宅など現在いる場所に投票用紙・投票用封筒が送られてきます。

3) **公示日(告示日)の翌日以降**、投票用紙に記載します。

* 内封筒に投票用紙を入れて封をします。

* 外封筒に内封筒を入れて封をします。

* 外封筒に署名します。

4) 郵送により投票用紙の入った二重封筒を送り返します。(郵便等投票証明書の返送は不要です)

2) と 4)は、必ず郵便での手続きとなります

